

%である。居住系（入所施設、GH等）が主となっている。

\*1GH、グループホームをGHと略し記す。

6) 支援ネットワークの有無に関して福祉サービス事業所等の内容別の状況(クロス集計) 児童相談所・精神保健福祉センター等が4カ所、障害者・発達障害者支援福祉サービス事業所・病院関係等及び障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等が2ヶ所2カ所、学校・特別支援教育連携協議会等及び更生保護施設・保護観察所等が各1カ所、合計10カ所22%である。外部とのネットワークが一部のセンターで行われている状況である。

7) 触法障害者支援に関する地域自立支援協議会や協議の場の状況

触法障害者支援に関する地域自立支援協議会等の協議の場について、ある14カ所31.1%、ないが11カ所24.4%、わからない20カ所44.4%の状況である。

市町村等の地域における障害者支援に関する公的で総合的ネットワーク組織である地域自立支援協議会等における早期の取り組みが望まれる。

8) 支援に関する協議や検討する場の必要性について

支援に関する協議や検討する場の必要性について、あった方がよい26カ所59.1%、必ず設置すべきである9カ所20.5%、必要に応じての参集で良い9カ所20.5%、必要でない0カ所である。

あった方がよい、必要に応じての参集で良い、の2項で35カ所79.6%と多数であり、必ず設置すべきである9カ所20.5%のより積極的な意見は一部である。

9) 地域生活定着支援センターとの連携について取り組みや検討していること

地域生活定着支援センターとの連携について、連携の充実4カ所12.9%、特になし10カ所32.3%、未定(今後検討)17カ所54.8%、合計31カ所である。

未定及び特になしが27カ所87.1%を占め、具体的取り組みである連携の充実は4カ所12.9%である。現時点では9割弱が今後の検討としている。この背景には、都道府県地域生活定着支援センターは7カ所で、多くが未設置の状況であることが大きく影響している。その結果、連携を実施している事業所が2カ所という状況の反映でもある。

10) 発達障害者支援センターの触法等発達障害者の相談支援に関する今後の計画について

検討している5件11.4%、検討していない24件54.5%、検討できる段階でない15件34.1%である。

検討しているは5件と極めて少ない。全体としては未検討と検討できる段階にないとの状況判断による理由が9割方占めている。このことは相談支援の受相件数の実績や地域生活定着支援センター設置が遅々としている等の先行きが不透明な全体状況も色濃く影響していると考えられる。

11) 触法に関する課題で、今後の計画や取り組みを検討していない、できない理由

(設問9の理由に関する記述回答32カ所をカテゴリ別に12に分類)

事例不足8カ所25.0%、体制整備優先6カ所18.8%、業務優先5カ所15.6%、議論不足3カ所9.4%、今後の課題3カ所9.4%、その他に連携不足、情報不足、知識向上が優先、普及活動優先、都度協議、注目が無い、課題が無い、が各1件3.1%である。

これらの理由は、支援実績の不足による課題、現業務の優先、議論や普及・支援体制の未整備に関する課題、利用の少なさと現実的対応に関する主張に分けられる。

### Ⅲ 調査結果の考察と課題の提言

発達障害者支援センターは、発達障害者への専門的支援と地域における関係者への啓蒙啓発、人材育成、ネットワークシステムの構築などの役割を期待されている。

発達障害者の非行・犯罪においては、社会不適応の予防と対応、非行・犯罪における障害特性の特異的行動起因による問題への早期対応の支援など多くを期待され、地域におけるライフ

サイクルにもとづくネットワーク支援体制の整備が課題になっている。

本調査による実態から課題と提言を述べ関係者の討議が深まることを期待したい。

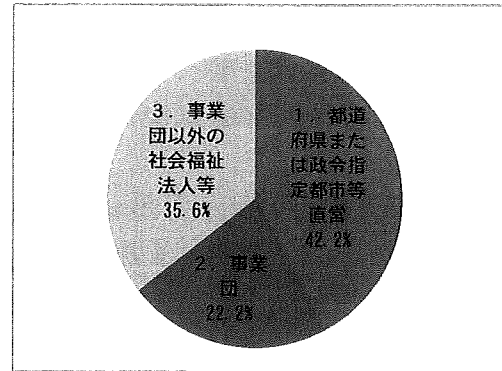
1. 児童自立支援施設、少年院には多くの発達障害者が入院している実態が既に明らかになっている。触法発達障害者支援への専門的支援とコンサルテーション、支援体制構築について、センター機関として触法発達障害者支援の課題について独自の取り組みが必要である。
2. 地域生活定着支援センター、地域自立支援協議会などと連携し地域連携体制の確立のために、連携構成員として、触法・被疑者の発達障害者支援に関する主導的役割と活動を推進すること。
3. 特に社会参加と自立の支援において、障害特性起因の問題への具体的な支援について、実践的な支援プログラムなどを実施展開し、学校、相談・支援事業所等へのコンサルテーションや研修支援等を行うこと。
4. 発達障害の診断や障害受容の早期支援について、診断治療機関と連携し専門的支援の対応とシステムづくりの取り組みが重要である。要支援者が支援につながるきっかけと連携支援の道筋をコーディネートすること。
5. 非行・触法発達障害者支援における困難ケースへの対応と支援について、家族・関係者・支援事業所・支援者への支援を、医療・教育・福祉・労働・刑事司法における保護観察所、矯正施設・更生保護施設等の分野と連携し行うこと。  
具体的には、家族支援、支援者等の養成講習、支援会議への助言指導等を実施すること。
6. 触法発達障害者支援に関するマニュアルなどの調査研究の実施や啓蒙刊行物を発刊すること。
7. 国は発達障害者支援センターの機能強化のために専門職の増配すること、発達障害支援法における発達障害者支援センター業務内容を追加すること、機能強化のための財政的裏付けを行うこと。

以上

<回答事業所の基本事項>

運営主体別状況

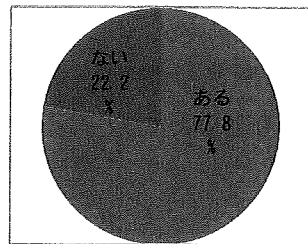
運営主体（委託先）	計	割合
1. 都道府県または政令指定都市等直営	19	118.8%
2. 事業団	10	62.5%
3. 事業団以外の社会福祉法人等	16	100.0%
総数	45	281.3%



1. 触法等の支援の状況

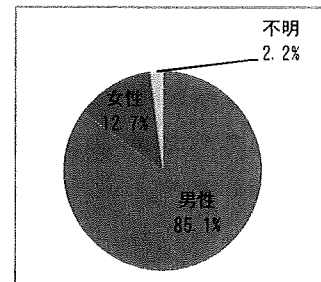
①相談・支援の実施状況

状況	実数	割合
ある	35	77.8%
ない	10	22.2%
総数	45	100.0%



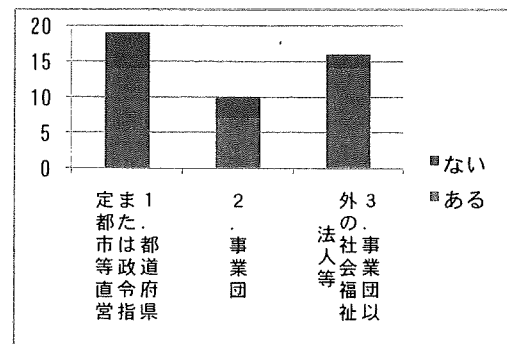
②相談・支援の実数

性別	実数	割合
男性	194	85.1%
女性	29	12.7%
不明	5	2.2%
総数	228	100.0%



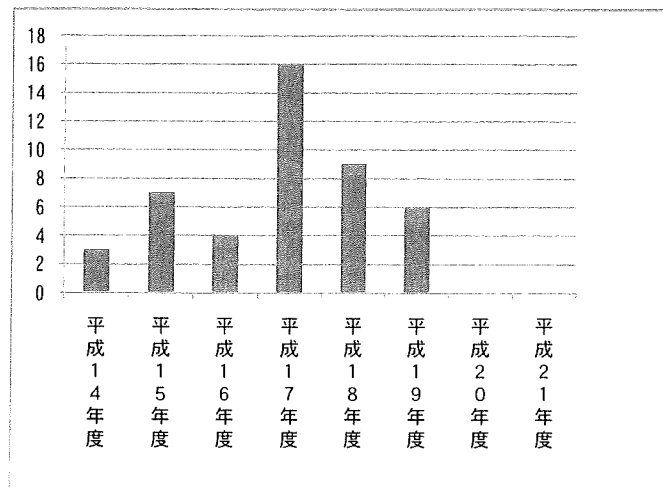
③運営主体×相談・支援の有無（クロス集計）

運営主体	触法・非行に関わる相談		
	ある	ない	計
1. 都道府県または政令指定都市等直営	14	5	19
2. 事業団	7	3	10
3. 事業団以外の社会福祉法人等	14	2	16
総数	35	10	45



2. 事業開始年度による分類

事業開始年度	計
平成14年度	3
平成15年度	7
平成16年度	4
平成17年度	16
平成18年度	9
平成19年度	6
平成20年度	0
平成21年度	0
総数	45

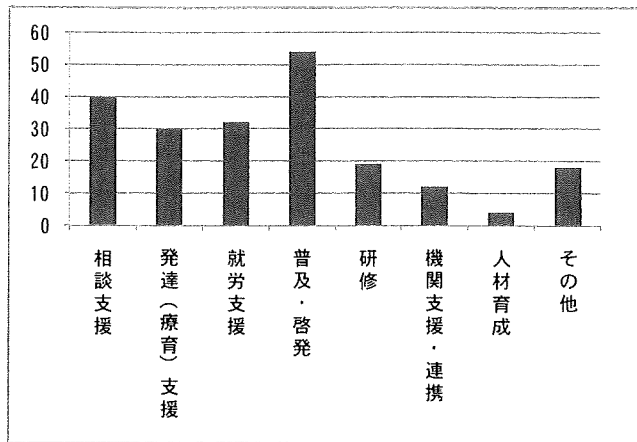


3. 職員数

職員数	計
最小	2
最多	12
平均	4.98

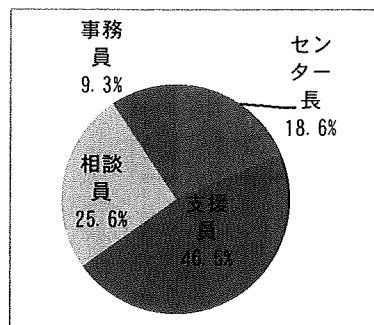
4. 事業内容による分類

事業内容	計
相談支援	40
発達（療育）支援	30
就労支援	32
普及・啓発	54
研修	19
機関支援・連携	12
人材育成	4
その他	18
総数	209



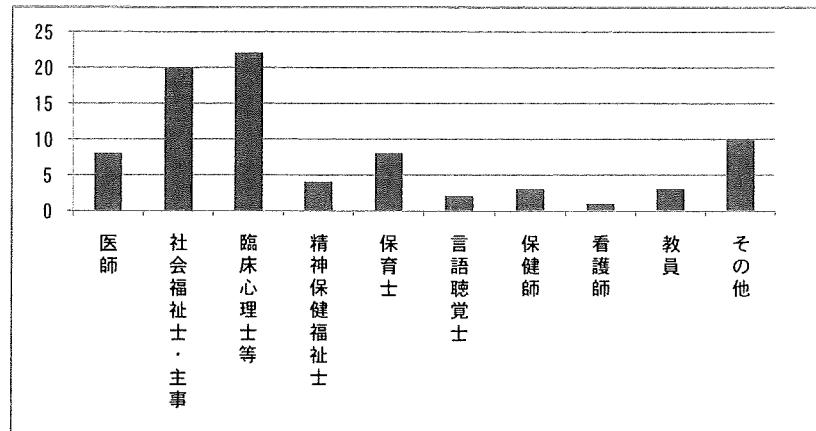
5. 職務別状況

役割による分類	人数
センター長	8
支援員	20
相談員	11
事務員	4
小計	43



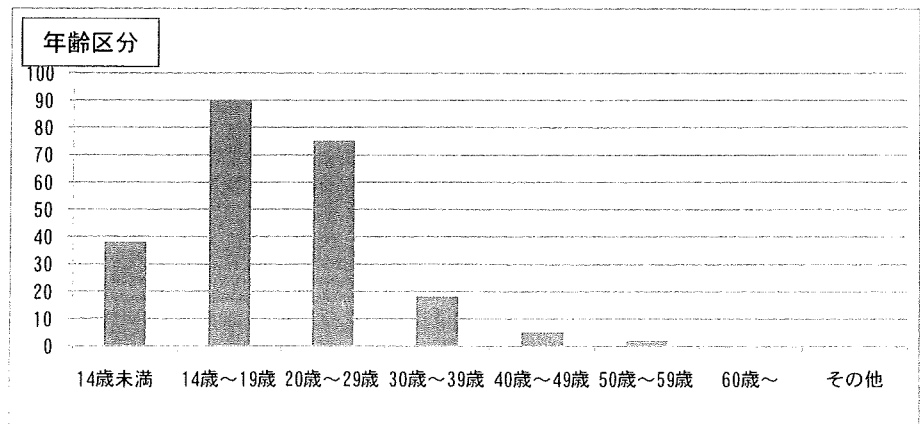
6. 資格別状況

資格による分類	人数
医師	8
社会福祉士・主事	20
臨床心理士等	22
精神保健福祉士	4
保育士	8
言語聴覚士	2
保健師	3
看護師	1
教員	3
その他	10
小計	81



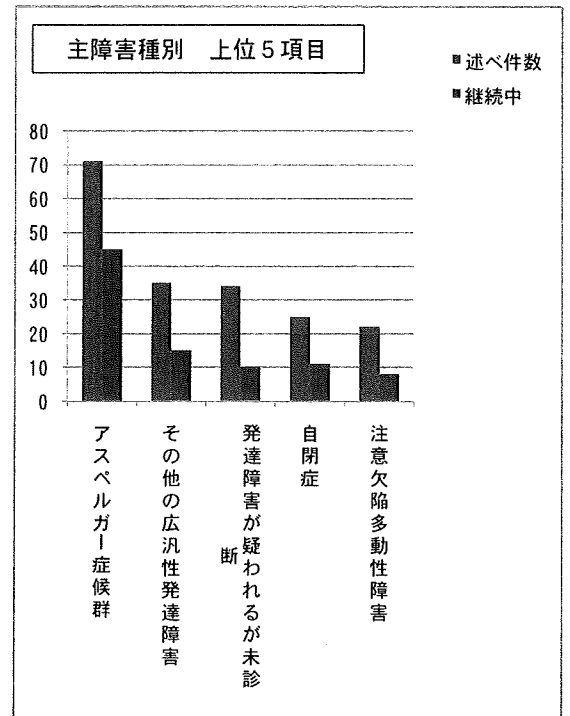
3 相談・支援を受けた方の年齢別状況

年齢区分	実数	割合
14歳未満	38	16.7%
14歳～19歳	90	39.5%
20歳～29歳	75	32.9%
30歳～39歳	18	7.9%
40歳～49歳	5	2.2%
50歳～59歳	2	0.9%
60歳～	0	0.0%
その他	0	0.0%
総数	228	100.0%



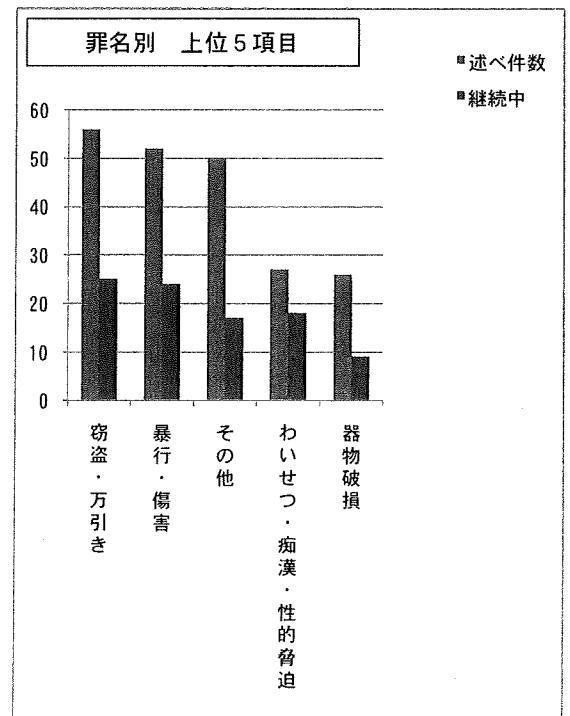
4 主障害別人数、（継続支援中の人数）

主障害種別	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中/実数
自閉症	25	11.0%	11	10.0%	44.0%
アスペルガー症候群	71	31.1%	45	40.9%	63.4%
その他の広汎性発達障害	35	15.4%	15	13.6%	42.9%
学習障害	4	1.8%	2	1.8%	50.0%
注意欠陥多動性障害	22	9.6%	8	7.3%	36.4%
その他の類する脳機能障害	1	0.4%	0	0.0%	0.0%
軽度知的障害	12	5.3%	6	5.5%	50.0%
精神障害	7	3.1%	6	5.5%	85.7%
高次脳機能障害	1	0.4%	1	0.9%	100.0%
発達障害が疑われるが未診断	34	14.9%	10	9.1%	29.4%
障害はない	4	1.8%	0	0.0%	0.0%
その他	12	5.3%	6	5.5%	50.0%
総数	228	100.0%	110	100.0%	



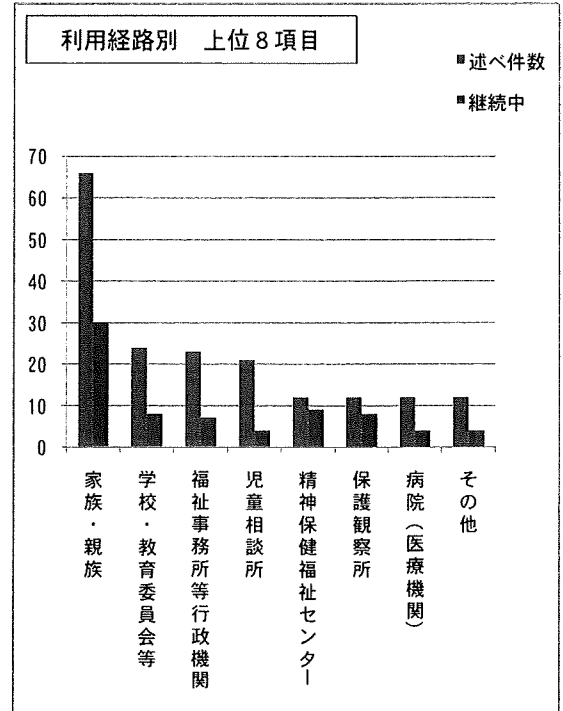
5 罪名別に人数（継続支援中の人数）（複数回答可）

罪名別	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中/実数
殺人（殺人未遂も含む）	6	2.2%	3	2.3%	50.0%
強盗	4	1.5%	2	1.6%	50.0%
放火	14	5.1%	9	7.0%	64.3%
強姦	4	1.5%	1	0.8%	25.0%
暴行・傷害	52	19.1%	24	18.8%	46.2%
脅迫・恐喝	4	1.5%	2	1.6%	50.0%
窃盗・万引き	56	20.6%	25	19.5%	44.6%
詐欺・無銭飲食・無賃乗車	9	3.3%	3	2.3%	33.3%
わいせつ・痴漢・性的脅迫	27	9.9%	18	14.1%	66.7%
住居侵入	8	2.9%	6	4.7%	75.0%
器物破損	26	9.6%	9	7.0%	34.6%
薬物関連	3	1.1%	2	1.6%	66.7%
武器所持	4	1.5%	3	2.3%	75.0%
虚偽申告	1	0.4%	1	0.8%	100.0%
売春	4	1.5%	3	2.3%	75.0%
その他	50	18.4%	17	13.3%	34.0%
総数	272	100.0%	128	100.0%	



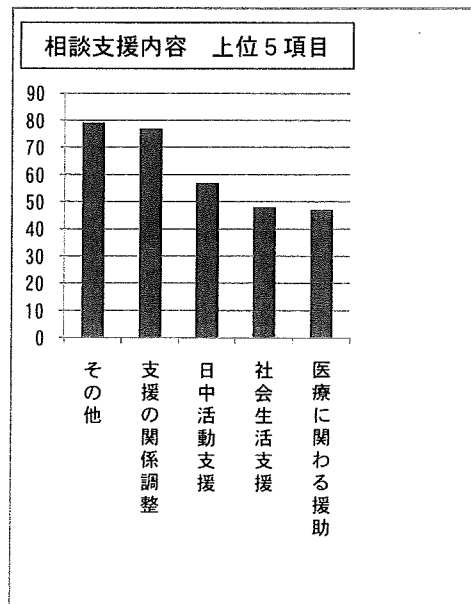
6 利用の経路別人数（継続支援中の人数）

利用経路別	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中/実数
弁護士	4	1.9%	0	0.0%	0.0%
病院（医療機関）	12	5.6%	4	4.2%	33.3%
通所系福祉事業所	5	2.3%	4	4.2%	80.0%
居住系福祉事業所	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
入所福祉施設	1	0.5%	1	1.0%	100.0%
福祉事務所等行政機関	23	10.7%	7	7.3%	30.4%
他の発達支援センター	1	0.5%	0	0.0%	0.0%
警察	6	2.8%	5	5.2%	83.3%
保護観察所	12	5.6%	8	8.3%	66.7%
家庭裁判所	4	1.9%	4	4.2%	100.0%
鑑別所	3	1.4%	3	3.1%	100.0%
刑務所・少年院	1	0.5%	1	1.0%	100.0%
更生保護施設	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
児童相談所	21	9.8%	4	4.2%	19.0%
児童養護施設	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
児童自立支援施設	2	0.9%	2	2.1%	100.0%
精神保健福祉センター	12	5.6%	9	9.4%	75.0%
更生相談所	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
学校・教育委員会等	24	11.2%	8	8.3%	33.3%
本人より直接	4	1.9%	2	2.1%	50.0%
家族・親族	66	30.8%	30	31.3%	45.5%
民生委員・地域住民	1	0.5%	0	0.0%	0.0%
その他	12	5.6%	4	4.2%	33.3%
総数	214	100.0%	96	100.0%	



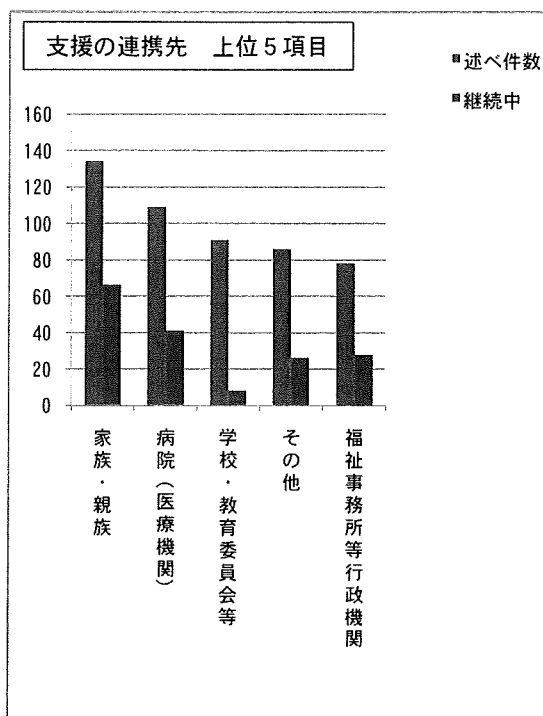
7 相談支援内容（複数回答可）

相談支援内容	述べ件数	割合
住居確保・居住支援	9	2.1%
入所福祉施設	11	2.6%
日中活動支援	57	13.5%
就労支援	41	9.7%
余暇活動支援	31	7.3%
社会生活支援	48	11.3%
医療に関わる援助	47	11.1%
障害者手帳の申請	12	2.8%
住宅介護利用支援	5	1.2%
年金申請支援	4	0.9%
生活保護申請支援	2	0.5%
支援の関係調整	77	18.2%
その他	79	18.7%
総数	423	100.0%



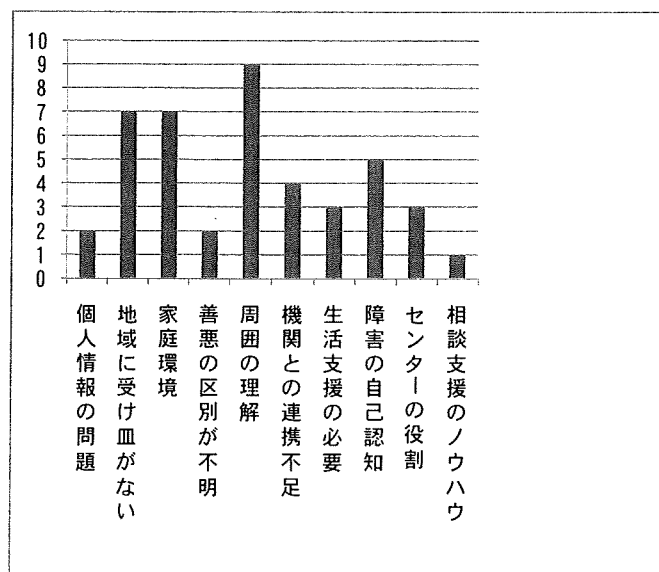
8 支援の連携先人数、(継続支援中の人数)複数回答可)

支援の連携先	述べ件数	割合	継続中	割合	継続中/実数
弁護士	11	1.4%	3	1.0%	27.3%
病院(医療機関)	109	13.8%	41	13.9%	37.6%
通所系福祉事業所	25	3.2%	14	4.8%	56.0%
居住系福祉事業所	2	0.3%	0	0.0%	0.0%
入所福祉施設	5	0.6%	3	1.0%	60.0%
福祉事務所等行政機関	78	9.8%	28	9.5%	35.9%
他の発達支援センター	2	0.3%	0	0.0%	0.0%
警察	48	6.1%	17	5.8%	35.4%
保護観察所	31	3.9%	22	7.5%	71.0%
家庭裁判所	17	2.1%	10	3.4%	58.8%
鑑別所	5	0.6%	2	0.7%	40.0%
刑務所・少年院	8	1.0%	2	0.7%	25.0%
更生保護施設	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
児童相談所	74	9.3%	14	4.8%	18.9%
児童養護施設	18	2.3%	2	0.7%	11.1%
児童自立支援施設	2	0.3%	2	0.7%	100.0%
精神保健福祉センター	10	1.3%	7	2.4%	70.0%
更生相談所	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
学校・教育委員会等	91	11.5%	8	2.7%	8.8%
本人より直接	21	2.7%	21	7.1%	100.0%
家族・親族	134	16.9%	66	22.4%	49.3%
民生委員・地域住民	15	1.9%	6	2.0%	40.0%
その他	86	10.9%	26	8.8%	30.2%
総数	792	100.0%	294	100.0%	



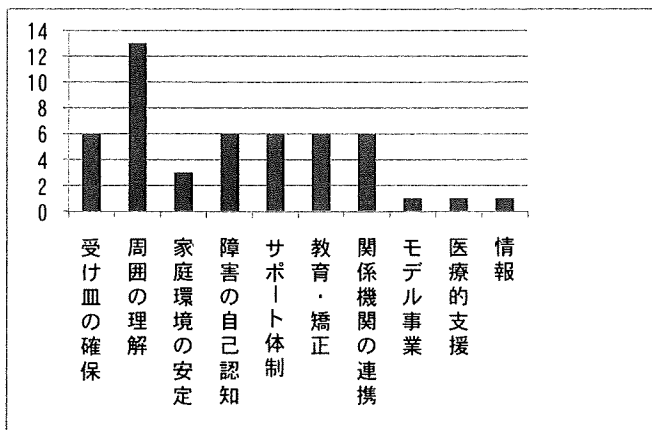
9 触法・被疑者となった発達障害者の支援で困難な問題

問題のカテゴリ	実数	割合
個人情報の問題	2	4.7%
地域に受け皿がない	7	16.3%
家庭環境	7	16.3%
善悪の区別が不明	2	4.7%
周囲の理解	9	20.9%
機関との連携不足	4	9.3%
生活支援の必要	3	7.0%
障害の自己認知	5	11.6%
センターの役割	3	7.0%
相談支援のノウハウ	1	2.3%
総数	43	100.0%



10 触法・被疑者となった発達障害者への支援に必要なこと

支援のカテゴリ	実数	割合
受け皿の確保	6	12.2%
周囲の理解	13	26.5%
家庭環境の安定	3	6.1%
障害の自己認知	6	12.2%
サポート体制	6	12.2%
教育・矯正	6	12.2%
関係機関の連携	6	12.2%
モデル事業	1	2.0%
医療的支援	1	2.0%
情報	1	2.0%
総数	49	100.0%



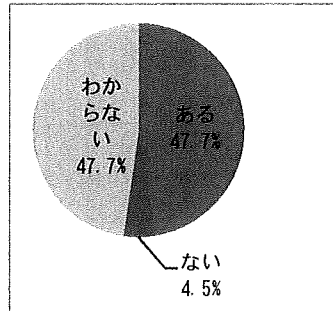


厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ  
 発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

1 触法・被疑者となった発達障害者への支援について、都道府県等で課題となっていること。

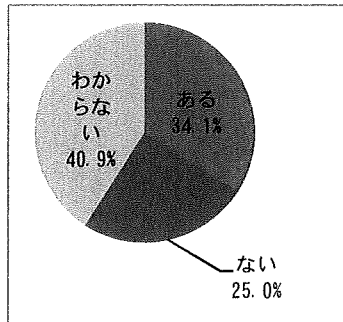
\*実際に検挙されていなくても、犯罪・非行を犯すおそれが強い方も含む

課題の有無	事業所	割合
ある	21	47.7%
ない	2	4.5%
わからない	21	47.7%
総数	44	100.0%



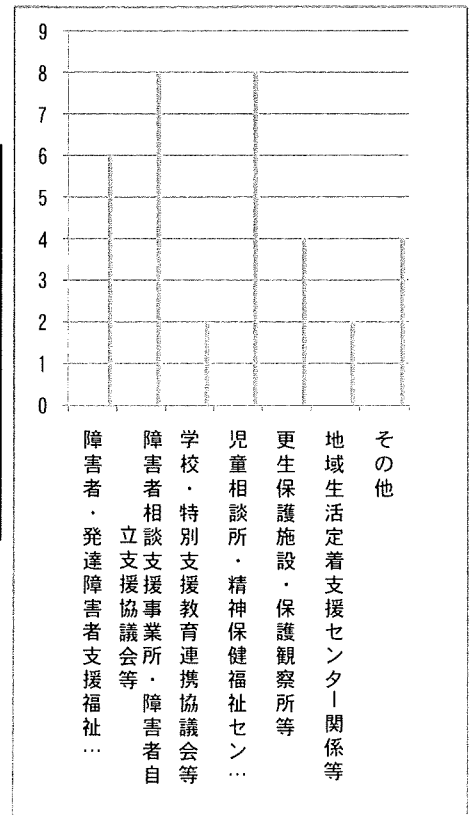
2 触法・被疑者となった発達障害者の支援を要する時に、活用できるネットワークの有無について

ネットワークの有無	事業所	割合
ある	15	34.1%
ない	11	25.0%
わからない	18	40.9%
総数	44	100.0%



3 支援のネットワークの内容について

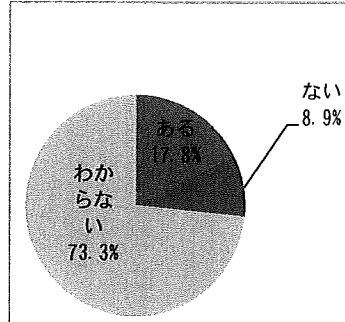
支援ネットワークの内容	延べ件数	割合
障害者・発達障害者支援福祉サービス事業所・病院関係等	6	17.6%
障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等	8	23.5%
学校・特別支援教育連携協議会等	2	5.9%
児童相談所・精神保健福祉センター等	8	23.5%
更生保護施設・保護観察所等	4	11.8%
地域生活定着支援センター関係等	2	5.9%
その他	4	11.8%
総数	34	100.0%



厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ  
 発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

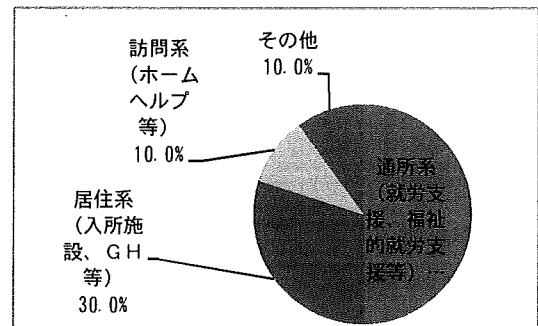
4 触法・被疑者となった発達障害者を受け入れる福祉サービス事業所等の状況について

事業所状況	実数	割合
ある	8	17.8%
ない	4	8.9%
わからない	33	73.3%
総数	45	100.0%



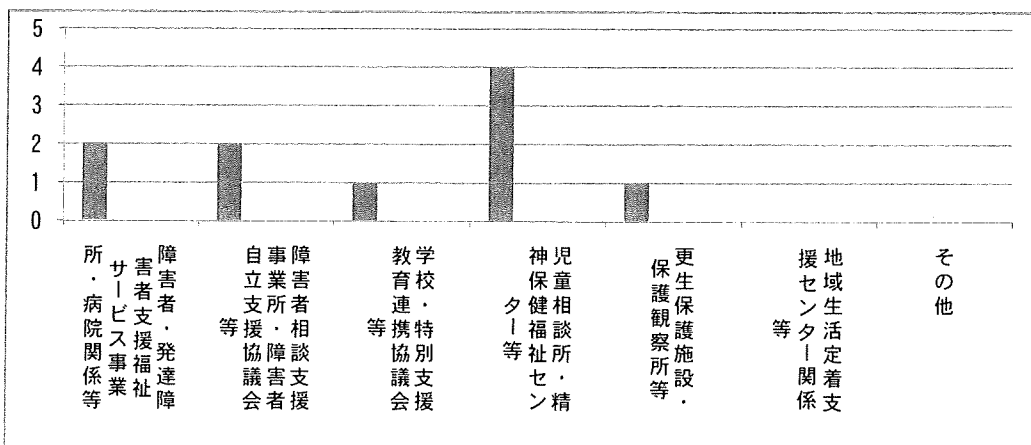
5 4で「①ある」と答えた方へ。受け入れてくれる・くれそうな事業所数を記入して下さい。

受け入れ事業所	延べ人数	割合
通所系（就労支援、福祉的就労支援等）	5	50.0%
居住系（入所施設、GH等）	3	30.0%
訪問系（ホームヘルプ等）	1	10.0%
その他	1	10.0%
総数	10	100.0%



福祉サービス事業所がある×支援ネットワークの内容（クロス集計）

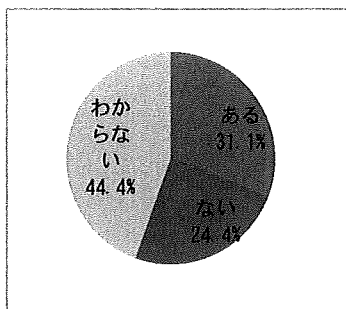
支援ネットワークの内容（事業所）	福祉サービス事業所等（ある）
障害者・発達障害者支援福祉サービス事業所・病院関係等	2
障害者相談支援事業所・障害者自立支援協議会等	2
学校・特別支援教育連携協議会等	1
児童相談所・精神保健福祉センター等	4
更生保護施設・保護観察所等	1
地域生活定着支援センター関係等	0
その他	0
総数	10



発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

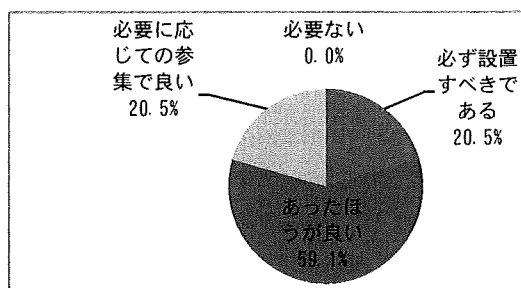
6 地域自立支援協議会や連携会議等における触法障害者支援に関する協議や場の状況について

協議・場の状況	実数	割合
ある	14	31.1%
ない	11	24.4%
わからない	20	44.4%
総数	45	100.0%



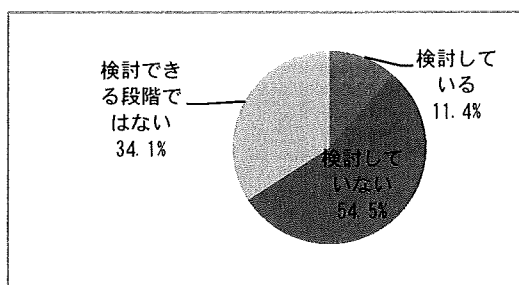
7 触法・被疑者となった発達障害者への支援に関する協議や検討する場の必要性について

協議・検討の場の必要性	実数	割合
必ず設置すべきである	9	20.5%
あったほうが良い	26	59.1%
必要に応じての参集が良い	9	20.5%
必要ない	0	0.0%
総数	44	100.0%



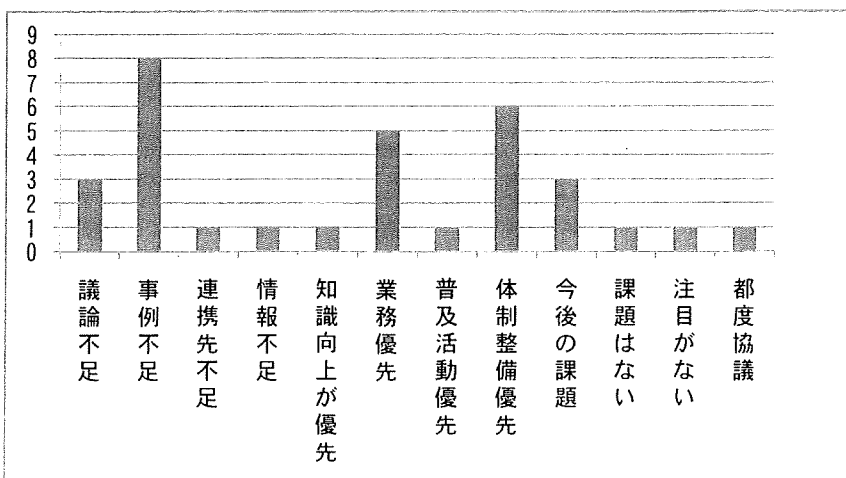
9 発達障害者支援センターは都道府県等の体制づくりを担っていますが、触法に関する課題で、今後の計画や取り組みについて、あるいは検討していない、できない場合は理由を記入して下さい。

計画・課題	実数	割合
検討している	5	11.4%
検討していない	24	54.5%
検討できる段階ではない	15	34.1%
検討できる段階ではない	44	100.0%



11. 触法に関する課題で、今後の計画や取り組みを検討していない、できない理由

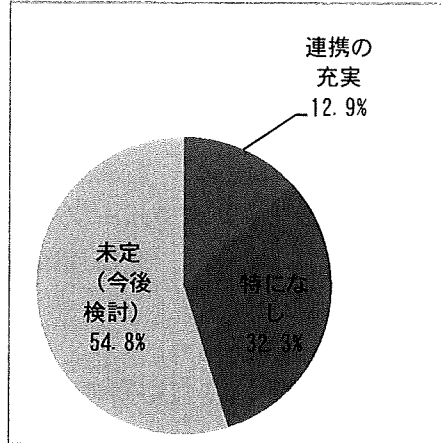
理由のカテゴリ	実数	割合
議論不足	3	9.4%
事例不足	8	25.0%
連携先不足	1	3.1%
情報不足	1	3.1%
知識向上が優先	1	3.1%
業務優先	5	15.6%
普及活動優先	1	3.1%
体制整備優先	6	18.8%
今後の課題	3	9.4%
課題はない	1	3.1%
注目が無い	1	3.1%
都度協議	1	3.1%
総数	32	100.0%



厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ  
 発達障害者支援センターにおける触法・被疑者となった発達障害者への支援体制に関する調査

1.2. 地域生活定着支援センターとの連携について、取り組みや検討していること

検討のカテゴリ	実数	割合
連携の充実	4	12.9%
特になし	10	32.3%
未定（今後検討）	17	54.8%
総数	31	100.0%



小林繁市福祉グループ

## 北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査報告書

調査担当研究協力者

北海道医療大学准教授 佐々木明員

調査研究ワーキンググループ協力者

北海道新篠津高等養護学校教諭佐藤治人

### 1 調査の概要

#### 1 はじめに

北海道の高等養護学校は、札幌市立を除く 13 校に寄宿舎を持ち、広域に対応する配置になっている。また、人口が集中する札幌圏に学校が少ないために、入学選考検査の不合格者は、希望する学校に入学できない状況もある。平成 17 年度から受検者が増加し続け、毎年募集定員を増やして対応している。こうした状況の中、養護事情の事由や児童福祉施設からの入学、また、障害の多様化や個別支援を要する生徒に、発達障害や軽度障害の生徒の増加も近年顕著になっており教育体制の整備や非行等の生徒への実態把握に基づく教育と卒後支援が課題となっている。

当研究グループは、北海道高等養護学校 13 校における非行等の実態と教育支援の状況の把握し、障害特性と生徒の実態に応じた特別支援教育及び刑事司法や福祉的支援の連携による支援のあり方を検討するためにアンケート調査を行った。

#### 2 調査のテーマ

「北海道の高等養護学校における非行等への支援に関する調査」

#### 3 調査対象及び回答数

道内の北海道高等養護学校 13 校

回答数 12 校、回答率 92.3%。

#### 4 調査方法

郵送による質問紙法

#### 5 調査期間

平成 22 年 1 月～2 月

#### 6 調査協力者

##### (1) 調査担当責任者、調査ワーキンググループ協力者

調査担当責任者

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 准教授 佐々木明員

調査ワーキンググループ協力者

北海道新篠津高等養護学校長 菊地孝司

北海道新篠津高等養護学校教諭 佐藤治人

##### (2) 研究助言者・協力団体

北海道教育庁教育指導監 福井一之

北海道特別支援学校長会副会長 佐藤光司（北海道札幌高等養護学校長）

## II 調査結果と分析

### 1 入学前における非行の状況と対応

#### (1) 生徒数と性差について（調査票1の1）

在籍生数に対する非行・虞犯行動等（以後非行等と略す）をおこしたことの生徒は、1245名中41名（3.3%）である。男子3.4%女子3.0%と性差はない。

#### (2) 学校差について（調査票1の1）

学校差は、0%から11.3%と大きな差がある。男女ともに0%の学校が5校（41.7%）である。受検者の多い道央圏の学校に0%の学校が多いことから、入学前に中学校側から不利になる状況が伝わりにくいと考える。

#### (3) 非行等の種別について（調査票1の1-①）

の20項目中16項目（80%）と広く該当する。（0%は、強盗、殺人、違法薬物等の乱用、その他）10%を超える項目は、「性的問題」（15.7%）、「徘徊・無断外出・家出」（11.4%）、「教員・生徒への校内暴力」（11.4%）、「虚言」（10%）、「飲酒・喫煙」（10%）、5項目である。

男子は、16項目該当し10%を超える項目は、「教員・生徒への校内暴力」（13.8%）「飲酒・喫煙」（12.1%）「徘徊・無断外出・家出」（10.3%）「性的問題」（10.3%）の順になる。女子は、4項目と男子に比べ1/4と少なく、「性的問題」（41.7%）「虚言」（25%）「徘徊・無断外出・家出」（16.7%）「盗癖」（16.7%）の順で、「性的問題」が突出し、男子では、6.9%である「虚言」が25%と多くなる。

#### (4) 教育的支援について（調査票1の1-②から）

「特別な職員配置」は1校で、校外関係者を含めたケース会議を行いやすくするため、「各学年の学年主任をコーディネーターに指名」としている。これは、特別な職員の配置にはならないため、どの学校も特別な職員配置は行わないで対応している。

「特別な支援プログラムによる対応」も1校である。7校中4校が、校内外の関係者によるケース会議を行い対応している。

### 2 在籍中の非行等の状況と支援

#### (1) 生徒数と性差について（調査票1の2から）

在籍生数に対する入学後に非行等をおこした生徒は、1245名中85名（6.8%）である。入学前の41名から倍増している。男子（7.5%）女子（5.3%）と男子の割合が多い。どの学校も男子の生徒数が女子の2倍程度在籍しており、寄宿舎で多くの生徒が生活をしている。100名前後の男子棟での集団生活は、50名以下の女子棟よりもゆとりがなく、ストレスの多い状況である。

#### (2) 学校差について（調査票1の2から）

学校差は、0%から21.5%と大きな差がある。この差は、さまざまな問題行動を非行等として生徒指導として対応するか、一人一人の障害特性の関係でとらえて指導するかの違いと考えられる。男女ともに0%の学校が3校（25%）である。

#### (3) 非行等の種別について（調査票1の2-①から）

20項目中16項目（80%）と広く該当している。0%は、放火・火遊びによる出火、強盗、殺人、違法薬物等の乱用の4項目である。10%を超える項目は、「性的問題」（25.7%）「飲酒・喫煙」（11.5%）「虚言」（10.8%）の3項目で、「教員・生徒への校内暴力」（9.5%）を加えても4項目である。特に、「性的問題」が15.7%から25.7%と10%も増加している。それ以外に入学後0.5%以上増加した項目は、「器物破損」「暴行傷害」「恐喝」「虚言」「飲酒・喫煙」である。逆に減少した項目は、「無銭飲食・無賃乗車」「住居侵入」「わいせつ・強姦」「徘徊・無断外出・家出」「教員・生徒への校内暴力」「家庭内暴力」「盗癖」「反社会的集団との関係」である。この増減は、思春期を迎えた年齢的な変化と中学

校までの家庭生活から寄宿舎生活という集団生活への変化、生まれ育った地域から知らない地域での生活という地域の変化の影響が考えられる。

男子は、16項目該当し10%を超える項目は、「性的問題」が21%「飲酒・喫煙」(13%)「教員・生徒への校内暴力」(11%)の順で、年齢的な変化の影響がある。女子は、10項目と男子より6項目少ない。「性的問題」が44%と突出し、「虚言」が19%で続く。「徘徊・無断外出・家出」は入学前の16.7%から7.4%に、「盗癖」が16.7%から3.7%に減少する。男子に比べて明らかに少ない項目は、暴力的な「器物破損」「暴行・傷害」「教員・生徒への校内暴力」の3項目と「飲酒・喫煙」「わいせつ・強姦」の2項目である。

#### (4) 他機関との連携と処分等について(調査票1の2-②・③から)

生徒の非行に対して連携している他機関は、「市町村・児童家庭センター」(16件25%)「警察関係」(12件18.8%)「児童福祉施設」・「児童相談所」(各9件14.1%)「他校・教育関係機関」(6件9.4%)「家庭裁判所」(2件3.1%)の順になっている。

処分等は、「家裁審判不開始・不処分」(2件2.2%)「児童相談所送致」(1件1.1%)「退学処分」(1件1.1%)は少なく、多くは、「校内訓戒指導」(68件73.1%)であり、次に「家庭の訓戒指導」(21件22.6%)が続く。「家庭の訓戒指導」は、「校内訓戒指導」と併せて行うケースが多くあると考えられる。

#### (5) 教育的支援について(調査票1の2-④から)

「ケース会議(校内のみ)の実施」(64.3%)が一番多く、次に「ケース会議(校外関係者を含む)の実施」(11.4%)と「特別な支援プログラムによる対応」(11.4%)が続く。各学校で、特別支援教育が定着しつつあるなか、校外関係者と連携した支援が行われている。

#### (6) 学年比較について(調査票1の2、\*学年比較から)

1年19名、2年29名、3年37名と学年進行で非行等をおこした生徒は増えている。非行等の件数は、1年生は23件と少ないが、2年生になり学校生活に慣れるとともに66件と3倍である。3年生もほぼ同数の60件である。

## 4 卒業後の非行の状況と支援

### (1) 回答数

卒業生後に非行等をおこしたことがある卒業生のいる学校は、12校中5校で41.7%と少ない。また、男子14名女子4名合わせて18名と1200名近くいる卒業生の1.5%程度である。在籍中におこした生徒が85名に対して極端に減っている。これは、在籍中の非行等は、学校と寄宿舎の中で多くおきるため、職員が把握できる状況にある。しかし、卒業後の非行等は、学校に通報や相談等が来た場合にのみ把握できるため、実態のごく一部であると考えられる。

しかし、高等養護学校の教育と卒業後支援の成果とも考えられる。特に、卒業後の支援に関しては、年2・3回程度の職場や施設、作業所等への定期巡回訪問と問題発生時の訪問指導などを卒業後3年程度行うなどの成果もあると考えられる。

### (2) 非行等の種別について(平成18年度から20年度の卒業生の合計)

20項目中10項目(50%)に該当している。0%であった項目の中に、在籍中に0%であった「放火・火遊びによる出火」「強盗」「殺人」「違法薬物等の乱用」の4項目も含まれる。また、10%を超える項目は、「性的問題」(36%)「飲酒・喫煙」(12%)の3項目である。

男子は10項目該当し10%を超える項目は、「性的問題」(28.6%)「飲酒・喫煙」(14.3%)である。女子は2項目該当し、「性的問題」が75%(4名中3名)となっている。在籍中より、特に女子において「性

的問題」が増加している。

非行等の種別から、重大ではなく軽微に該当する非行等を犯していることが伺える。

### (3) 教育的支援について（調査票1の3-④から）

卒後後3年間は、前述したとおり卒後支援として巡回相談を実施しているため、年に2・3回は進路指導の先生や担任の先生と会う機会がある。そのため、教育的支援が行いやすい。4年目からは、問題に応じて対応することになる。市町村の相談・支援機関や福祉部と保護者と本人がつながるように在校中から働きかけを行っているところである。

## 5 非行等に関する地域支援について（調査票2）

### (1) 回答校と実施校について

回答校13校のなかで、巡回相談等において非行等の事例があった学校は1校である。3年間で44名の対象児童生徒の相談を受けている。

ほかの12校もセンター的機能における地域支援や教育相談等を実施している。その多くが、発達や教育に関すること、就学や進学に関すること、就職に関することである。相談事例には、教室や校外への飛び出しや他生に対する暴力や物を壊したりする内容も含まれるが、主訴が非行等ではなく教育や子育ての困難さや障害の理解に関することであるため、非行に該当しないと回答になったと考える。

## 6 発達障害で2次障害の不応による非行等の実態及びその教育支援・卒後支援等の状況と課題について（記述回答）

12校中11校の記入があった。記入者の役職は、教頭（5）コーディネーター（2）生徒指導部

（3）教務主任（1）である。

アンケート回答文中※印は、調査担当者の補足説明である。

### (1) 早期発見・早期療育と通常の高校での教育の必要性について・・・1校

・入学前の段階で、2次障害の生徒を、3年間の高等養護の教育ではどうしようもないところがあります。早い段階からの、働きかけが絶対必要です。（早期発見・早期療育）また、通常の高等学校が発達障害の生徒に対して適切な教育ができるよう、文科省や教委の明確な施策が必要です。

小・中学校では、特別支援教育が充実してきているが、地域差や学校差はある。また、幼児期や高等学校段階での取り組みの進展が課題である。

### (2) 地域の関係機関との連携の必要性について・・・5校

・卒後の支援に関しては、高等養護学校は今まで力を注いできました。卒業後の一定期間の期間は今後も役割を担う必要があると思います。学校として在校生の教育以外の仕事は（※卒後支援）本務として認められない状況の中で、年々増加する卒業生の支援を行うことは不可能です。地域の就労・相談支援機関の整備と引き継ぎや連携が必要と考えます。

・集団生活を基本とする高等養護学校では、思春期も相まって、これまでの育ち方が一気に露呈しやすい環境になる。なかでも、保護者も同様の障害を有していることが疑われたり、経済的なコントロールができない、障害状況を認知していないなど、家庭環境が整っていないケースについては、学校だけの対応には限界がある。区役所福祉課や相談支援機関との連携を図っているが、卒業後の就職先や居住先に乏しく（※卒業後は親元を離れ、グループホーム等で生活をさせたいが、受け皿が少ない）、大きな課題である。



- ・ 2次障害そのものを防ぐことが困難であることや、事件・事故がおきてからでないと、非行が表面化しない。日常的な卒業支援体制は、今の学校制度では困難です。
- ・ 連携が困難な家庭の生徒の指導・支援について
- ・ (※入学前と卒業後の) 非行等の実態把握は、学校現場では難しい。児童相談所や警察は相談できるが、連携は難しい。

地域の就労支援・相談支援機関の整備と引き継ぎや連携が課題である。また、家庭との連携が困難なケースの場合、在校中から地域の関係機関と連携した取り組みを行う必要がある。

### (3) 専門性の必要性について・・・1校

- ・ 近年、発達障害があり非行等の不適応行動を過去におこした生徒が入学している。発達障害児への適切な指導のあり方など、学校の専門性を更に高めていく必要がある。

### (4) 具体的な対応について・・・4校5例

- ・ H16卒業生で家庭内暴力から保護者がやむなく警察に通報し、現在入院中の卒業生がいます。ADHDの2次障害として不適応行動（主に暴力、器物破損）が、在学中から絶えなかった（入学前から）ので、医療機関との連携は欠かせなかった。お互いの情報交換は密に行っていたものの、具体的な支援策までは、さまざまな制約もあり、話し合いは、あまりできなかった。特に僻地では、頻繁に相談できない状況です。
- ・ 窃盗や破損の例が見られる。SST的指導を学舎で行い対応している。
- ・ 2次障害による不適応行動をおこさない指導（予防的カウンセリング等）が必要。
- ・ 社会的ルールを理解できていない（できづらい）生徒が、店の共有物（イヤホン）を勝手に持ち出して、対応したケースがあった。生徒個々で理解の様子も異なるので、在学中に個々に必要不可欠な内容の指導を見極めて行わなければならないと思う。
- ・ 性の問題について、以前は卒業後のトラブルが数件あったが、学校全体で性教育にしっかり取り組んだところ、ここ数年はおきていない。

### (5) 該当・見解無し・・・2校

- ・ 本質問事項に関しては、本校におけるまとまった見解は現在ありません。
- ・ 本校において該当する非行等の実態はありません。

## 7 触法障害者への刑事司法と福祉との連携に基づく、新たな更生保護と再犯防止に関する事業について

制度

### (1) 支援体制の整備について・・・4校

- ・ 障害があるなしにかかわらず、適切な教育を受けられ、日本に生まれた子供が、生活や特に教育で格差が生じない環境にすべきと考えます。また、地域生活定着支援センターが都道府県に1カ所ではなく、必要などころに設置してほしいと思います。
- ・ 地域生活を支える支援体制が整備されていくことは、歓迎される。しかしながら、福祉施設の現場は経営的にも厳しい状況にあることから、人件費や研修体制などのバックアップが整備されることを期待する。
- ・ 制度そのものは非常によいと思います。今後全国への拡がり、サポート体制の充実を期待するとともに、特別支援学校卒業生への支援も視野に入れていただければと期待します。・ 障害があっても地域で当たり前暮らしという近年の地域福祉の流れは評価すべきだが、社

会の受け皿の整備が、まだ十分とは言い難いなかで、触法障害者の地域生活に対する、支援体制の整備は今後も重要である。

地域生活定着支援センターが制度化され、整備されることへに対して評価する意見が多かった。しかし、地域福祉の流れの中で、受け皿の整備等の課題がある。

#### (2) 連携等について・・・3校

・障害者が再犯するにあたり、その背景について、それぞれの専門機関の立場でアプローチすべきであり、かつ、それらの機関が連携することが重要であると思われる。

・触法障害者への保護士の対応に期待したいが、現実的には生活定着支援は難しい。今後は、触法障害者を取りまく人的ネットワークと教育方法の改善が求められる。

・通常の学級に在籍する生徒に、特別支援教育が必要かどうかを見極めながら、周囲が連携して支援していくことが第一歩だと感じる。(※高等学校) 中途退学者の中に、対象と思われる生徒が多く、社会不適応をおこすケースが多いように思う。まずは地域で早期から支援する体制をつくっていくことが大切と思う。

#### (3) そのほか・・・1校

・特別支援教育や障害者のための福祉とのつながりがないことが、障害者の犯罪に結びつくという考え方は、教育関係者が障害者の犯罪に関する問題意識を高めるためには必要かもしれないが、犯罪に至るまでにはさまざまな要因があることを正しく理解しなければ、問題の矮小化に陥るおそれがあると考える。

特別支援教育や障害福祉とつながりがないことも、再犯等を繰り返すひとつの要因と考える。本調査は、特別支援教育関係者が、刑事司法及び福祉関係者との連携のあり方について検討する第一歩である。ほかにもさまざまな要因があることを正しく理解し、問題を矮小化することなく取り組む必要があると考える。

### 9 非行の知的障害児者、発達障害児者への教育支援について高等養護学校が期待される役割・機能・事業について

#### (1) 指導内容・方法について・・・4校

・指導内容、方法に関する指導資料の提供。

・自己肯定感を高める指導を重視する。

・矯正教育と特別支援教育の教育方法には共通点がある。そこで特別支援教育のノウハウを地域や関係機関に広げていく必要がある。(例) 実態把握・指導方法(他者理解、自己開示の視点を含めて)

・養護学校というネーミングの改訂などを行い、通常の学級出身者に対しての心理的な垣根をはらい、社会的ルールやマナーについて一からしっかり教育できる機関としての役割を強めてもよいと思う。また、大きな事件を起こす前に、一人一人に合った指導内容(理解できていない部分の見極めも含めて)を考えながら支援することで、非行や犯罪が減少することを期待したい。

高等養護学校教育の指導内容や方法は、児童自立支援施設の教育への支援に有効と考える意見が4校からあった。

## (2) 連携した取り組みについて・・・3校

- ・センター的機能によって、小・中・高と各専門機関との連携を推進するコーディネーションを構築する。
- ・卒業後の支援機関、専門機関との密接な連携と専門的な指導の実践。
- ・触法障害者への保護士の対応に期待したいが、現実的には生活定着支援は難しい。今後は、触法障害者を取りまく人的ネットワークと教育方法の改善が求められる。

センター的機能を発揮し、地域において特別支援教育を充実させることが2次障害や非行等の減少につながると考える。そのため、地域の関係機関と連携した取り組みが、高等養護学校の役割と考える。

## (3) 高等養護学校の現状から・・・4校

- ・北海道の高等養護学校は居住地から離れた地域に設置されているため、全寮制の学校であるので、親元から離れ基本的な生活習慣を整え、指導できた面で指導効果があったケースはある。しかし、近年、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒を抱え、研修を実施しながら指導方法・内容を再検討している状況の中で、十分な成果が上がっていない。
- ・矯正教育的な受け入れに関しては、現在の入学選考制度の中では定員を満たさなければ全員合格になると、在学中の指導体制等対応の困難が予想される。
- ・少年院等の矯正教育機関の教育支援は、今後の役割となると考える。高等養護学校の役割として、矯正教育機関等を出院した者が「学びたい」という強い意志を有しているのであれば拒む理由はないが、3年間の居場所（※親から離すための寄宿舎生活）としての選択するケースについては、役割の範囲を超えていると考える。
- ・発達障害に加え非行に関する専門性もこれからの教員に求められていくのか。

矯正教育的な受け入れに関して消極的な意見が4校からあった。

近年、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒が入学し、各学校は指導方法・内容を研修し行っている。しかし、高等養護学校で初めて特別支援教育を受ける生徒も多く入学し、課題も多い。そのため、指導体制や指導内容、対応に困難が予想されるためと考える。

### Ⅲ 今後の課題と提言

1 入学前に、非行等の実態が中学校側から正確に伝わらないため、非行等が発生してから情報収集や支援会議を行い、支援を始めることになる。入学前に教育支援計画や個別の指導計画の引き継ぎを中学校時代までの関係者とケース会議を行えるような中高連携システム構築が課題である。

2 急増する入学希望者に、学校を新設し、また、学科増を行って対応している。多くの学校が大規模化し、寄宿舎も同様である。建設中の小樽高等支援学校の寄宿舎は、高等養護学校では初めて二人部屋の居室となるが、ほかはすべて4人部屋であるなど、プライベートな空間がなく、共用空間も少ない状況である。このような状況の中で、非行等が発生している要因にもなっている。教育や生活環境の改善・整備が課題である。

3 校外の関係者と連携したり、生徒の出身地域でケース会議を行ったりするため、主に特別支援教育コーディネーターが連絡調整等を行っている。連絡調整力の向上のため情報交換や研修を定期的に行える会議や地域における関係者の組織体制づくりが課題である。

既存の青少年健全育成組織、地域自立支援協議会、特別支援教育や発達障害支援に関する特別支援教育連携協議会の専門部会（ケース部会）等で支援の実際的な協議ができることが必要である。

4 卒後支援について、年々増える卒業生を学校が直接支援を続けることは困難である。支援のあり方や方法、役割分担と保護者・地域・関係機関の連携について、新たな検討が必要である。

5 非行の矯正教育では、生徒への指導とともに保、護者・家族への適切な親子関係の形成や生活環境の整備、自立と就労に向けた相談支援が再非行犯防止の鍵となる。したがって、家族支援は、本人と親が障害と非行の正しい理解が重要であり、児童自立支援施設や少年院で行われている親子SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)等の具体的で実際的な支援が必要である。

6 高等養護学校は、一人一人の障害やニーズに応じた教育を行える環境にある。その中で中学校時代に非行等を行った生徒への指導に成果があった。今後もこの環境を生かし、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒への指導方法や指導内容等に加え、非行等に関して教員、寄宿舎指導員が研修し、専門性を身につけ実践する必要があると考える。

7 平成21年度、北海道の非行児の児童支援施設である児童自立支援施設3カ所について、所在市町村小中学校の院内分校が設置され公教育が実施された。各分校は特別支援学級が設置されており、知的障害や発達障害の生徒の教育が行われている。

また要養護状況と虞犯等により、児童養護施設、知的障害児施設、情緒障害児施設等の児童福祉施設における健全育成の指導処遇を受けている発達障害や軽度知的障害の生徒が増加している。ちなみに、特別支援学校における知的障害を含む軽度発達障害の状況にふれると、平成19年度全国の特別支援学校調査では、知的障害特別支援学校高等部では、療育手帳なし8.7%の発達障害と軽度知的障害を含む在籍者は33%になると伝えられている。

こうした状況に伴い就学先の高等養護学校等における新たな教育的課題が生じている。これらの課題は、障害特性と非行内容に応じた個別的支援プログラムの教育指導が必要である。

特別支援学校が児童施設、矯正教育や刑事司法の関係機関と連携し、非行に関する健全育成の分野においてもセンター的モデル的支援の実践と地域ネットワークシステム形成のコーディネイトの取り組みが望まれる。